

～ 条件不利地域 現場からのご提言 ～
接続ルールの在り方について

平成21年3月16日
関西ブロードバンド株式会社



IBL

1. ブロードバンド条件不利地域（ゼロ地域の現状）

ウィンドウズ・アップデートやNHK教育講座が5秒に1回固まり、まともに見ることができない地域がまだ多く存在します。

2005年7月「全国均衡のあるブロードバンド基盤に関する研究会 最終報告」での構想では、2008年度末においてDD世帯数は20万の予定でしたが^(※1)、実際には86万存在し^(※2)、BB基盤整備事業が困難な地域が取り残されています。BBゼロ地域の解消を2010年までに達成するためにはピッチをあげなければならないと考えます。

※1 次世代ブロードバンド構想2010(2005年7月)のデータより算出

※2 DD解消戦略会議報告書(案)概(2008年6月)要5

86万世帯を有すBBゼロ地域

	地域数	世帯数	整備費用
整備予定	1,250地域	51万	890～1,820億
整備未定	1,550地域	35万	16～357億
合計	2,800地域	(※)86万	910～2,180億
参考(携帯)		30万人	3,000～3,750億

(※)DD解消戦略会議報告書(案)概要(2008年6月)5

どんな地域か？

自治体数^{※1} : 780市町村
 平均世帯数^{※2} : 約470世帯/局
 平均利用数^{※3} : 67世帯/局(～1年)

※1 Applic報告書(平成20年3月26日)

※2 DSL設置前提 弊社マーケティングデータより

※3 DSL設置前提 弊社実績から推計(※2を根拠)

- ① 地理的要因により整備費用が高い
- ② ブロードバンドに興味を持ち活用する住民が少ない
- ③ 加入数が少ないので民間事業者がかなり消極的
- ④ 自治体のBB整備の優先順位が低い

※ DD解消戦略会議報告書 参考資料11、19

2. 真のデジタル・ディバイド（DD）解消とは？

原則民間主導という前提がありますが、達観視していると、永久に整備が不可能な地域が数多く残ることになります。

加入者が少ないという理由から企業収益を賄うため受益者(利用者)負担を大きくするのがひとつの考え方という声もありますが、それこそがデジタル・ディバイドではないでしょうか？

弊社は、「**真のデジタル・ディバイド解消**」とは、「同様のサービスを、全国一律同水準の料金体系で提供できること」を意味すると考えています。

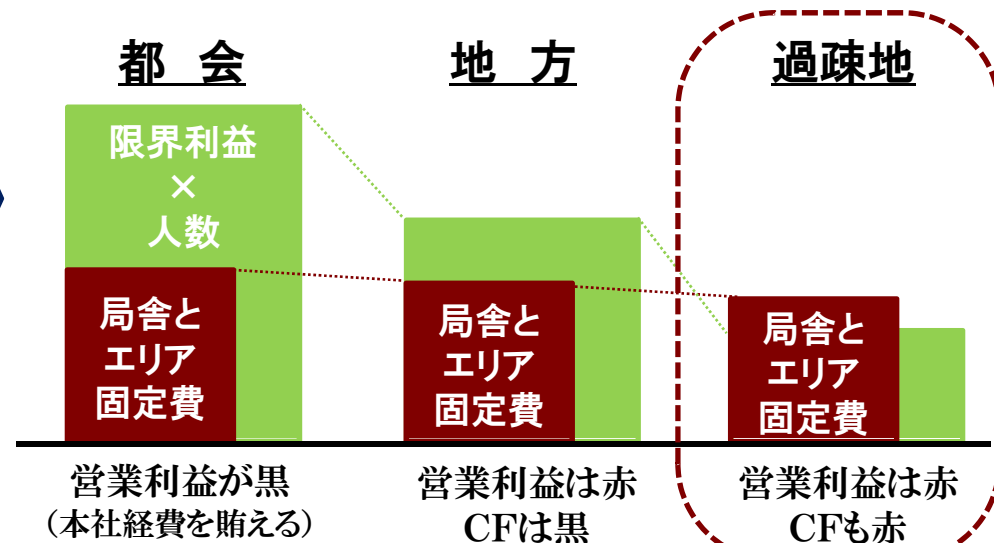
例えばADSLでの事例(月額換算)

回線事業者(限界利益)	2,296円
回線事業者(モデムレンタル)	500円
NTT(回線使用料NTT西日本)	104円
ISP利用料金	1,300円
合計	4,200円

局舎とエリア固定費

- ・NTT賃料、電気代
- ・DF利用料(NW費用)
- ・上位ISP利用料
- ・保守料、修繕積立
- ・販売管理費用(エリア、本社管理費配賦)
- ・**減価償却費用**

同じADSLなら、同水準の4,000円前後での提供こそ真のDD解消と言えるのではないか？



3. インフラ事業で当社での課題

デジタル・ディバイド解消を目指し、ADSLを中心としたネットワークの整備、地域密着でのICT利活用の推進を、安価で機動性の高い販売管理によって支える当社ですが、①初期事業費用から発生する償却負担は重い ②利用できるダークファイバー(以下、DF)が少なく他の中継回線やバックボーン回線がない、あっても極めて高額 ③NTT局舎にスペースや管路・電源が確保されない ④設備更新にかかる費用の捻出や変化の激しい通信業界の動向への対応という課題があります。特に、ランニングコストの増加は致命的であり、DFが存在しない場合の代替手段にかかる増加コストが、現在の最大の苦悩要因となっています。

初期事業費用

平均1,500万円

- DSL設備購入費用
- DSL建設費用
- 直接人件費
- 間接人件費

運営費用

収益 : 回線販売
(限界利益×回線数)

コスト

- ①NTT賃料、電気代
 - ②NTTのDF利用料
 - ③上位ISP利用料
 - ④販売管理費用(エリア・本社)
 - ⑤保守費用
 - ⑥減価償却費用
- 10万円前後/月
程度は見込む

設備更新費用

平均1,200万円

- DSL設備更新費用
- DSL建設費用
- 直接人件費
- 間接人件費

- ◆自治体からの補助金縮小
- ◆製造メーカーの撤退
- ◆遠隔地

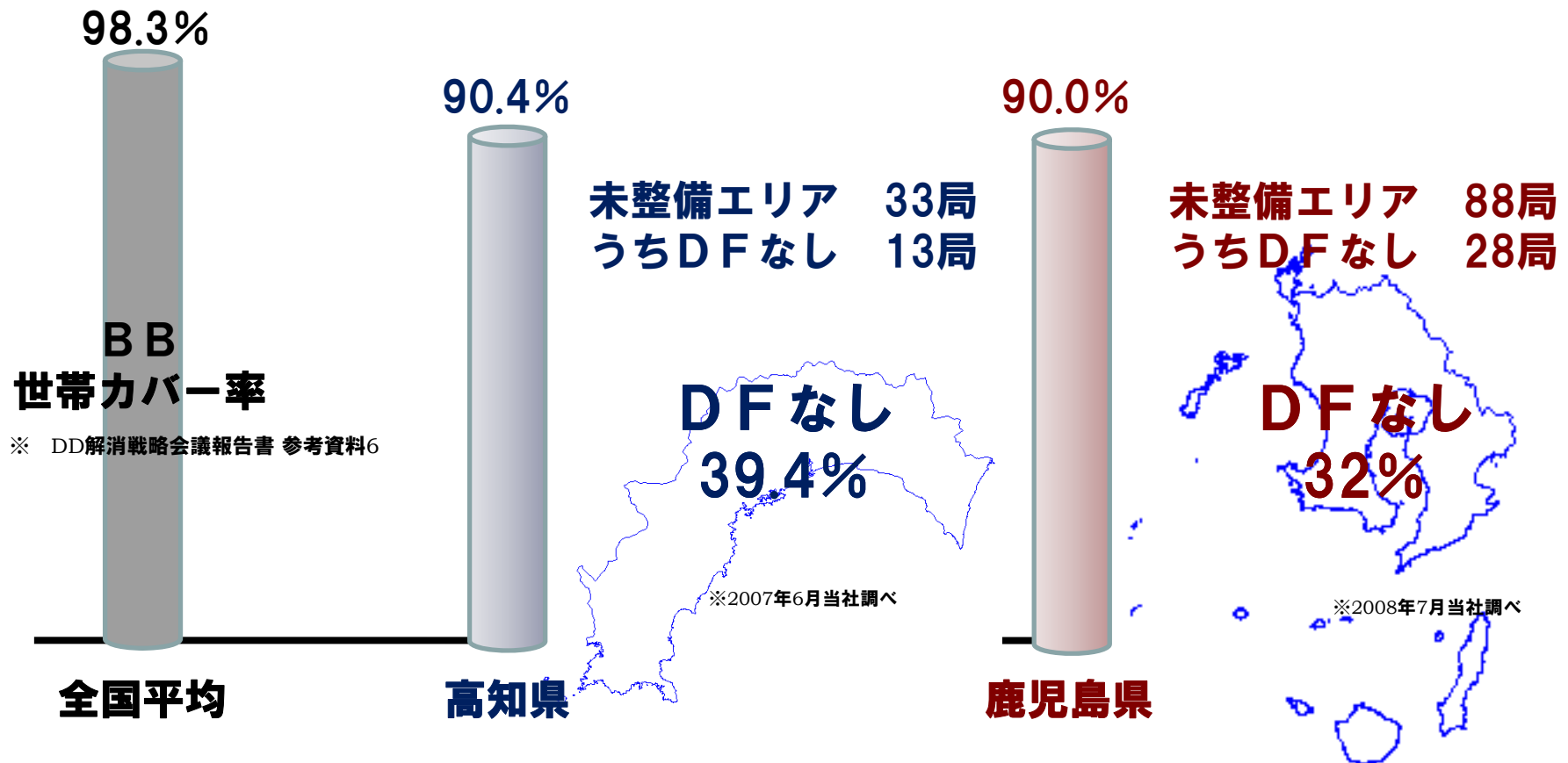
- ◆DFがない場合コストUp
- ◆上位ISPも非常に高い
- ◆ランニング填補はなし

- ◆加入数増加は望めない
- ◆限界集落
- ◆変化の激しい通信業界

4. 条件不利地域には中継回線の要 DFがない！

条件不利地域の現場において、基盤整備事業を行う際に最も悩むことは、該当するNTT局舎へのDFがないことです。

例えば、ブロードバンド化の遅れワースト3に入る鹿児島県、高知県では、ともに非ブロードバンドエリアのうち、中継系DFに空き芯線が存在しない割合が30%以上あります(公開情報より当社調べ)。



5. 条件不利地域 現場でのDF問題事例

K県Y市の例

補助金の交付が難しいため、加入意思の署名を多数(200人)集めることで、当社に自主開局を依頼される。しかし、そのうちの対象NTT局舎へのDFに空きがなく(ランクD)、自治体イントラ、電力系の光幹線、NTTの専用線サービスなど懸命に探したが代替手段がない。最終手段として局舎一括受信型の衛星設備を利用することとした。しかし、**初期の設備投資はCFを悪化させ、また減価償却負担を押し上げ、さらに高額なランニングコストが経費として必要**である。

そのため、最もユーザー(受益者)負担を、本来なら月額約2,000円UPまで検討しなければならなかったが(月額6,200円)、そこまでのUPはあまりにも負担が大きく、より安価での提供ならば回線数の販売を増やすしかない。

しかし、衛星は一設備あたりのセッション数に制限があると言われ、販売数に限度を設けなければならない制約が発生。

結果、ユーザー料金の高額化も販売拡大もムリ、という2重の制約が存在している。

K県Y町の例

離島において本土との中継回線DFがないことが判明。既存のWDM設備が存在するということでNTT西日本に検討を打診したところ、最低1ギガビットイーサ単位で、かつその利用料金が通常のDF利用時(単価×依頼区間の距離)と比較して極めて高額のコストUPとなることが判明。

内訳は網使用料と網改造料であるが、既設WDMのコストが既に申請区間のDFコストを大幅に上回る上、新たに改造する機器費用や諸経費が発生し、その設備の更改時にはさらにそれにかかる費用が利用者(当社)負担となる。

高額ランニング費用の応分負担を、基盤整備を依頼された自治体に一方的に依頼は出来ず、受益者(ユーザー)負担への転嫁も極めて高額となることから、**すべての導入コストが当社に集中**することになり、採算性が成り立たない状況を生んでいる。

6. DF問題の実態まとめ

DFが存在しない局において代替手段（特にWDM、衛星、電力系光中継回線）は、極めて高額となる。

回線利用数が多く見込めない地域において、自治体へ的高額なランニング補填要求やユーザー料金への転嫁（押し付け）は真のDD解消とは言えず、現実的ではない。

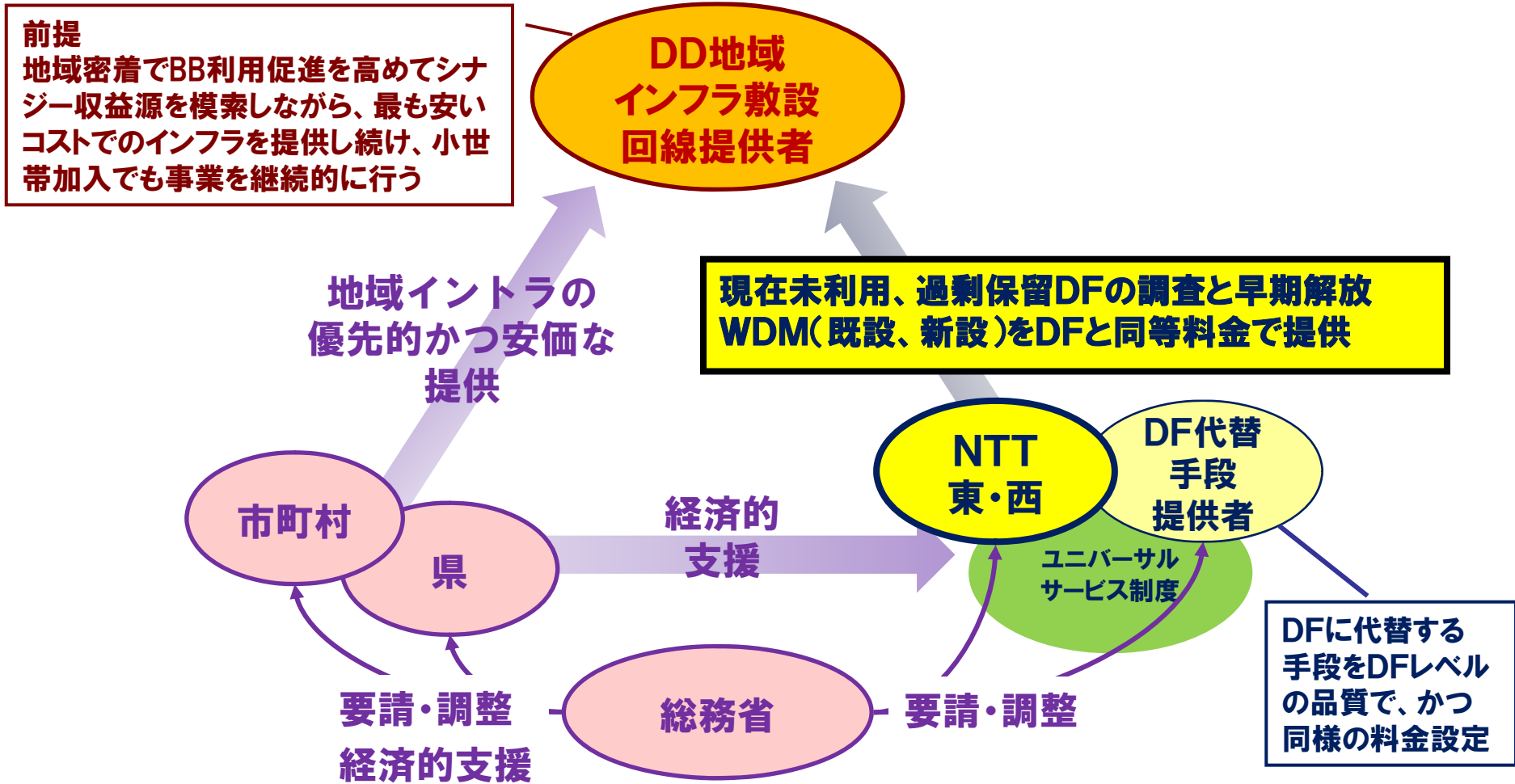
比較的安価なDFが存在しても加入者獲得に相当な努力を要する地域において、補助金を自治体から拠出頂いても運用面において条件が整わなければ事業として成り立ちにくく、積極的な事業進出は難しい。

DD地域が解消されない！

特に**条件不利地域**では速やかなるDFの開放や代替手段の論議に着手しNTTが提供し易いルールの改定を進めるべき

7. DF問題の解決に向けたご提言

特に**条件不利地域**では、DF問題克服のために、接続ルール(NTT接続約款34条の2)の見直しが急務です。さらに、その問題は事業者間だけの解決に任せるのではなく、それに関わる関係者の協力、国や地方自治体の積極的な支援が必須です。既存のルールの枠にとらわれていては永久に解決しない問題であり、ユニバーサルサービス制度のあり方について今後の検討も含めそれを打開する提案を再度、通信事業者として考えていく問題であると強調します。



約款第34条の2

約款第34条の2で規定している提供不可の条件

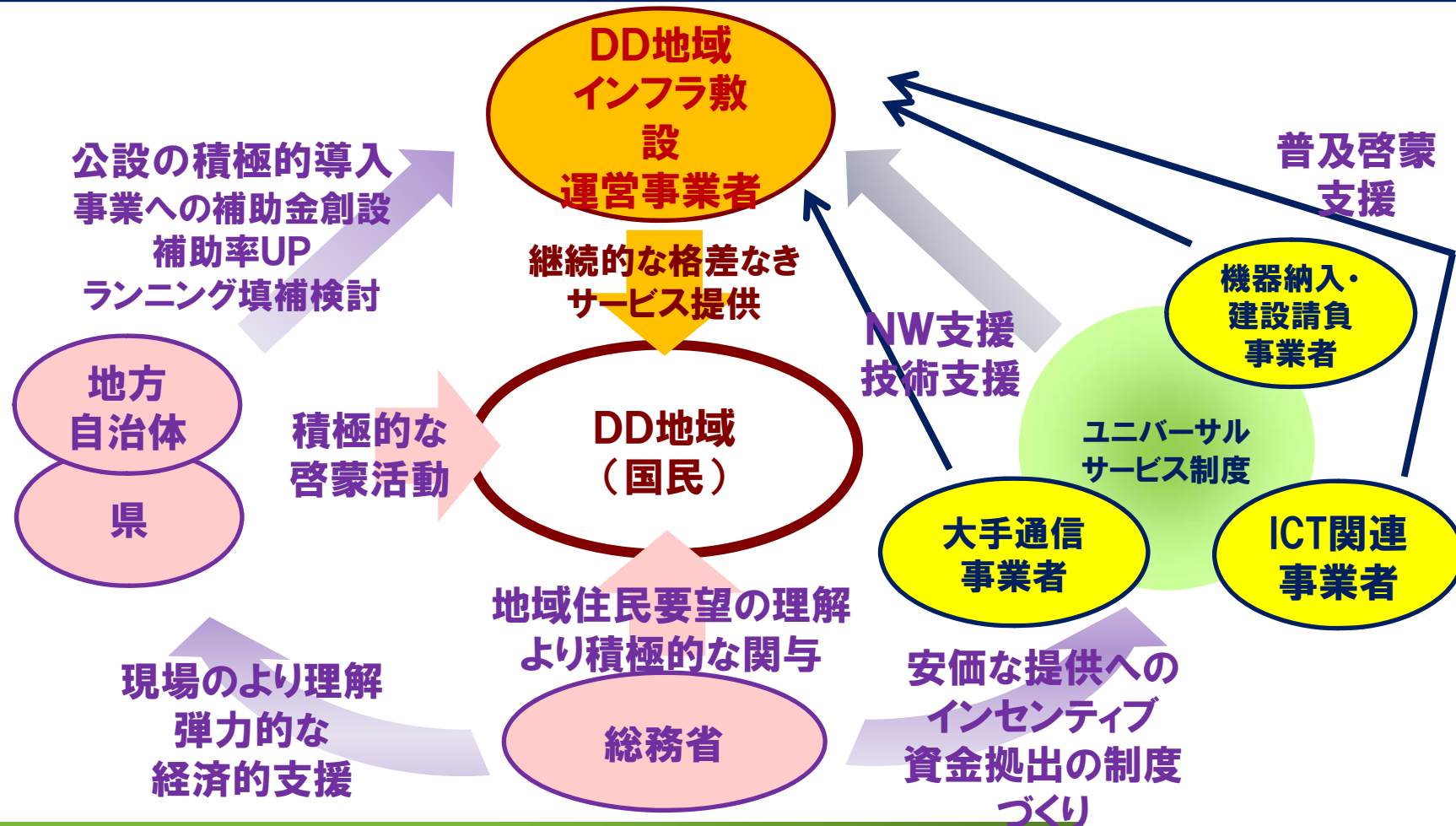
- (1) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線がなく、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がない（光信号中継回線の敷設が技術的又は**経済的に著しく困難である場合**を含みます。以下次号において同じとします。）こと。
- (2) 接続申込者が指定した利用区間に係る光信号中継回線の非現用芯線について、申込みに係る利用と両立しない**利用予定が既にあり**、かつ、その利用区間について光信号中継回線の敷設計画がないこと。
- (3) 当社の電気通信役務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれがあること。
- (4) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあること。

8. DD解消のための求められる構造①（民設民営）

DD解消のために存在する民間企業が有する問題は、初期投資段階、運営段階、更新段階にわたり
ます。

DF問題は役務提供の可否を左右する問題ですが、DD解消のためには、それ以外の継続性に関する
問題も解決しなければなりません。

各通信事業者や関連事業者、国、地方行政には、次のような事業へのご理解を賜りたく存じます。



9. DD解消のための求められる構造②（公設民営・公営）

初期投資段階、運営段階、更新段階のすべてにおいて地方自治体(指定事業者)が関与することが、DD解消を急速に進める一案です。

地方自治体が運営する場合においても、不採算に陥らず、サービスを継続的に安定して提供する要諦は、各通信事業者や関連事業者、国、地方行政が、DD解消に向け積極的に関わることです。

